

吉川市地域包括支援センターの人員等に関する条例の 一部を改正する条例について

1 条例改正について

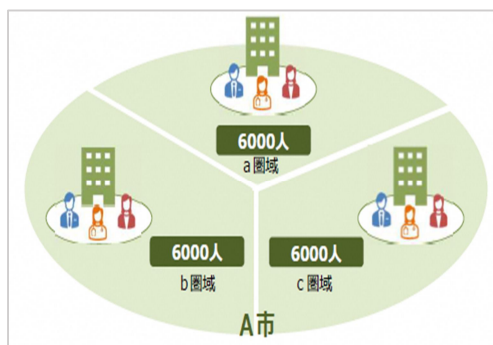
- ・ 介護保険法施行規則の改正（令和6年3月29日厚生労働省令第61号）
改正内容を条例に反映
- ・ 改正の目的
地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の配置基準を存置しつつ、柔軟な職員配置を可能とする。
- ・ 施行期日
公布の日から施行

2 改正内容

- (1) 現行の地域包括支援センターの職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会（吉川市では、介護福祉推進協議会）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要と認めるときは、常勤換算方法によることを可能とする。
※ 常勤換算方法とは、センターの勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、職員数に換算する方法
- (2) 協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターを一の区域として、当該複数のセンターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとする。この場合でも2職種の配置は必須とする
※ 3職種：保健師（経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員

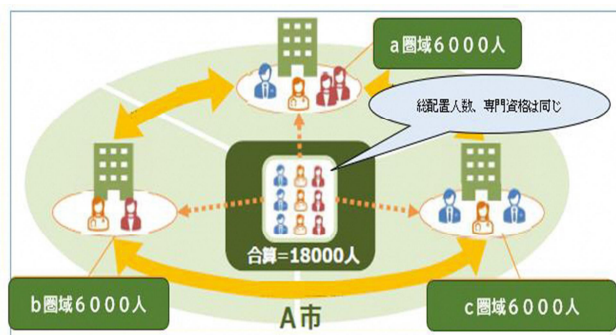
3 改正のイメージ

【改正前】



a、b、cそれぞれの圏域で3職種を配置

【改正後】



例：3つのセンターがある場合、どこかのセンターで社会福祉士がいなくても、違うセンターに2人いれば、合計3職種×3センター分の9人ずついることになるため、基準を満たす。
(この場合でも最低2職種は必置)

3 吉川市の現状

国の基準：65歳以上の高齢者3,000～6,000人ごとに、各職種1名以上の配置が必須

	高齢者人口	職員の内訳
第1包括支援センター	5,903人	看護師1名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員1名
第2包括支援センター	6,497人	看護師1名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士3名
第3包括支援センター	5,348人	看護師1名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士2名

現状、各包括支援センターにおいて基準を満たした配置となっている。